

令和5年度登録の景観資産の募集について

1 主旨

前橋市景観資産登録制度は令和元年度に発足し、令和4年度までに建築物等25件、樹木もしくは建物と樹木3件、風景と視点場13件、合計41件の景観資産を登録した。5年目となる令和5年度も引き続き景観資産の更なる把握と登録を行うため、市民からの公募により広く候補の募集を行う。

2 スケジュール

(1) 募集 (令和5年6月1日～9月29日)

募集にあたっては、チラシの配布、広報まえばしや前橋市ホームページ、前橋市商工会誌「糸都」のほか、広く周知できる方法で情報発信を行う。

(2) 現地調査 (応募受付後、随時)

係員が現地確認及び所有者への聞き取りを行い、景観カルテを作成する。

(3) 景観審議会 (令和5年12月頃 (予定))

登録候補について意見聴取を行う。

(4) 登録決定 (令和5年12月末)

景観審議会に登録の賛同が得られた候補について、景観資産として登録する。

(5) 周知 (令和6年1月以降)

前橋市ホームページやさーちずまえばし等で登録物件の周知を図る。

表1 令和5年度景観資産登録スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)募集		■									
(2)現地調査		■									
(3)景観審議会								●			
(4)登録決定								●			
(5)周知									■		

3 その他

登録済みの景観資産については年に1回の現状確認を行い、継続的な状況把握に努める。